

公益認定等に関する審査基準について

平成29年12月
京 都 府

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（認定法）第4条並びに第11条の認定及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（整備法）第125条の認可に当たっては、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月11日（平成25年1月23日最終改訂）内閣府公益認定等委員会）を行政手続法第2条第8号口の審査基準とする。